

事 務 連 絡
令和4年6月 10 日

介護サービス事業所
高齢者施設

管理者 様
管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

北九州市ヤングケアラー相談支援窓口の周知について(お願い)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

北九州市では、令和4年5月に「ヤングケアラー相談支援窓口」を開設いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ヤングケアラー相談支援窓口は、ヤングケアラー本人、家族以外にも、本人の意思を確認した上で関係機関の方が相談することも可能ですので、事業所内での周知をお願いいたします。

○ 北九州市ヤングケアラー相談支援窓口（チラシ）・・・別紙

※ ヤングケアラーとは、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども」を言います。

北九州市保健福祉局介護保険課
TEL:093-582-2771

きた きゅう しゅう し
北九州市

ヤングケアラー相談支援窓口

だれかを支えるあなたを支えたい

「子どもの子どもらしい生活のために」

なんでも話してみて

【専用電話】 093-482-6577

【専用FAX】 093-482-6578

【専用メール】 young_carer@kitafj.or.jp

【住所】 北九州市ウェルとばた2階 北九州市戸畑区汐井町1番6号

【相談受付】 火曜日～土曜日(10:30～18:30)

(日曜日、月曜日、祝日、年末年始はお休み。※月曜日が祝日の場合は、その翌日もお休みです。)

相談無料(ただし、通話料は電話をかけた方の負担になります。)

お気軽にご連絡ください

子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があります。

●北九州市ホームページ

「ヤングケアラーについて」はこちら

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700347.html>



●厚生労働省ホームページ

ヤングケアラーについて詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



北九州市ヤングケアラー相談支援窓口は 皆さんを応援します

家族を支えている子どもたち、そのご家族、そんな子どもたちを支援している方々、
よかったらお話してみませんか？

- 悩みを相談したい
- 家族の支援が大変
- 使えるサービスがないか知りたい
- ヤングケアラーの対応について知りたい
- とにかく話を聞いてほしい など

対象 北九州市内在住のヤングケアラー（18歳未満）と家族、関係機関

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、
家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。